

(証券コード9679)
2022年12月5日

株 主 各 位

東京都中央区日本橋堀留町一丁目8番12号
ホウライ株式会社
代表取締役社長 寺 本 敏 之

第139期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第139期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、株主総会へのご出席に際しましては、株主総会開催日時点での流行状況やご自身の体調をご確認のうえ、感染防止にご配慮賜りますようお願い申し上げます。

当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2022年12月22日（木曜日）午後5時30分までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年12月23日（金曜日）午前10時（受付開始：午前9時）
2. 場 所 東京都中央区日本橋茅場町三丁目2番10号
鉄鋼会館7階 701号会議室
(末尾の会場ご案内図をご参照ください)
3. 目的事項
報告事項 第139期（2021年10月1日から
2022年9月30日まで）事業報告及び計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役6名選任の件
第4号議案 監査役1名選任の件
第5号議案 会計監査人選任の件
第6号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

以 上

1. 事業報告、計算書類及び株主総会参考書類に修正をすべき事情が生じた場合は、インターネットの当社ウェブサイト（<https://www.horai-kk.co.jp/>）において、修正後の事項を掲載させていただきます。
2. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

第139期（2021年10月1日から
2022年9月30日まで）事業報告

I 会社の現況に関する事項

1. 事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響による厳しい状況が徐々に緩和され、経済社会活動が正常化に向かう一方で、変異株ウイルスによる感染再拡大、ウクライナ情勢の緊迫化、原材料価格の高騰、金融資本市場における円安進行等の景気下振れリスクが拡大し、不透明な状況が続きました。

このような状況下、当社は各事業がそれぞれの特性に応じた施策の推進に努めました。

当事業年度の経営成績は、営業収益につきましては、保険事業は前期を上回り、千本松牧場は「収益認識に関する会計基準」(以下、収益認識会計基準)等適用の影響もありましたが前期を上回り、不動産事業、ゴルフ事業は前期を下回りました。全体での営業収益は4,937百万円(前期比90百万円増、うち収益認識会計基準適用の影響により325百万円減)と前期比増収となりました。

営業総利益につきましては、保険事業、不動産事業、千本松牧場は前期を上回りましたが、ゴルフ事業は前期を下回り、全体では1,108百万円(前期比282百万円増、うち収益認識会計基準適用の影響により17百万円減)と前期比増益となりました。一般管理費は664百万円(前期比45百万円増)と前期を上回り、営業利益は443百万円(前期比236百万円増、うち収益認識会計基準適用の影響により17百万円減)と前期比増益となりました。営業外収益にゴルフ会員権消却益219百万円(前期比72百万円増)を計上したことを主因に、経常利益は682百万円(前期比324百万円増、うち収益認識会計基準適用の影響により17百万円減)、当期純利益は470百万円(前期比256百万円増、うち収益認識会計基準適用の影響により12百万円減)となりました。

なお、収益認識会計基準の適用に係る詳細につきましては、「計算書類 注記事項 II. 会計方針の変更」をご参照ください。

次に各事業別の概況につきまして、以下のとおりご報告申し上げます。

(1)保険事業

お客様とのリレーションを深め、様々なリスクマネジメントのご要望に応じた保険商品をご提案する等、お客様に寄り添ったコンサルティングを推進しました。営業収益は、生命保険分野で新たなご契約を数多くいただいたことに加え、損害保険分野で多くのお客様に既存契約の更改をしていただいたことを主因に両分野とも増加し、全体で1,188百万円(前期比66百万

円増)となりました。営業原価は生産性向上の取り組みに伴う費用増加を主因に前期を上回り、営業総利益は433百万円(前期比43百万円増)となりました。

(2)不動産事業

所有不動産の入居率はほぼ満室状態で安定的に推移しましたが、収益認識会計基準適用の影響等により、営業収益は1,206百万円(前期比4百万円減)となりました。営業原価は経費の見直し等により前期を下回り、営業総利益は727百万円(前期比123百万円増)となりました。

(3)千本松牧場

新型コロナウイルス感染症の影響により厳しい状況が続きましたが、下半期には、社会全体でウィズコロナへの移行が進む中、観光施設へのご来場者数も徐々に回復しました。新しい牧場コンセプト「PURE MILK FARM」の下、地産品コーナーの更なる充実、レストランメニューの拡充、動物と触れ合えるスペースの増設、レストランでの行列解消の為の順番待ち機の導入、景観の向上等、「密」を回避しながらご来場者様により安心してお楽しみいただける牧場づくりに努めたことで、観光施設は前期比増収となりました。外販営業は地元量販店、ギフト商社向けが伸長し、前期比増収となりました。7月から8月にかけては、アイスクリームの在庫不足による欠品が発生し皆様にご迷惑をお掛けしましたが、対策を講じ正常化いたしました。酪農は搾乳量、搾乳牛頭数とも増加いたしました。収益認識会計基準適用の影響で前期比減収となりました。

この結果、営業収益は全体で1,763百万円(前期比51百万円増)となりました。営業原価は収益認識会計基準適用の影響を主因に前期を下回り、営業総損失は18百万円(前期比147百万円改善)となりました。

(4)ゴルフ事業

ゴルフ場の基盤であるコースコンディションの維持・向上に引き続き取り組み、ご来場者様から高いご評価をいただいたことに加え、プレー前日宿泊プランのご提供、レディースデーの増設、メール・LINE等を活用した積極的な情報・プレープランのご案内等、より多くの方にご来場いただけるよう努めました。また、クラブハウス売店の商品見直しや酒類を中心とした品揃えの充実、お得な割引セットの販売、レストランにおけるメニューや食味の改善等に取り組み、ご来場者様の満足度向上にも努めました。6月には、昨年5月に続き西那須野カントリー倶楽部で男子プロトーナメントを開催し、わが国有数のゴルフ場としての認知度は更に向上いたしました。

この結果、ハイシーズンは前年を上回る方にご来場いただきましたが、12月～2月の降雪によるクローズの影響を回復するには至らず、通期のご来場者数は前期を下回り、営業収益は779百万円(前期比23百万円減)となりました。営業原価は、ご来場者数減に伴う変動費の減少に加えて経費の抑制に努めたが、施設修繕費が増大したことから前期を上回り、営業総損失は34百万円(前期比31百万円悪化)となりました。

2. 会社に対処すべき課題

お客様にご満足いただける商品やサービスの提供、当社の特性を活かした成長戦略の推進による多面的収益基盤の強化、地域・社会との共生、株主の皆様への安定した配当、そして事業パートナーであるお取引先様との信頼関係の強化等、各領域において、役職員全員が一体となって協調・推進・努力し、永続的な成長を目指していくことが、当社の責務であり経営課題であります。

当事業年度は、新型コロナウイルス感染症の影響を引き続き受けたものの、その程度はそれ以前よりも減少傾向で推移しました。一方、ロシアのウクライナ侵攻や急激な円安進行等による原材料価格の上昇、ガソリン価格や電気・ガスといったエネルギー価格の高騰等、新たな懸念材料が発生し厳しい環境となりました。

新型コロナウイルス感染症につきましては、新たな変異種による感染拡大など懸念は残るものの、感染対策を十分に行いながら、経済活動の継続を前提とした対応が進んでおり、経済活動の正常化への道筋が見えつつあるものと考えております。

その一方で、我々を取り巻く環境の基調は、インフレ圧力によるコスト上昇の影響など、従来とは大きく変化しつつあることを踏まえ、デフレマインドからの早急な脱却の必要性に対し、迅速かつ適切に対処していくことが新たな課題となっています。

さらに、サイバーセキュリティ（情報セキュリティ）が企業に与える影響が近年大きくなっており、お客様の個人情報漏えいや、標的型攻撃メールをはじめとするサイバー攻撃等に対するセキュリティ対策の強化は、企業としての責務であり、十分な取り組みを進めてまいります。

これらの変化に対して、中期経営計画で掲げた「お客様を起点とした改革の実行」「ビジネスチャンスへの変換」等により、経営基盤の強化と持続的成長を実現することで、「企業価値の向上」を目指してまいります。具体的には、お客様にご満足いただける「安心・安全」かつ「快適」なサービス・商品等の提供に努めると同時に、中期経営計画で掲げた千本松牧場・ゴルフ事業の業績回復に向けた諸施策に積極的かつ着実に取り組み、一段の収益力の強化を図ることで、着実な利益体質への変革を推進し、3ケ年の中期経営計画の最終年度となる2023年9月期に設定した「営業利益5億円」の達成に向けて確実に歩みを進めてまいります。

また、「持続可能な開発目標（SDGs）」への取り組みにつきましては、従前から取り組んでいる自然環境保全、循環型酪農への積極的な取り組みを継続するとともに、新規・既存設備更新のタイミングにおいて環境配慮型設備を導入するなど、SDGsを意識したサステナビリティ経営への取り組みを順次進めてまいります。

各事業で掲げる施策において、共通する概念は次のとおりであります。

事業部門・本社部門での主要施策における共通認識として、

- ①様々な事業環境の変化を踏まえた態勢整備、ビジネスチャンスへの変換

- ②お客様目線の徹底に立ち返った収益構造改革の着実な実行（お客様との対話を通じた「安心・安全」かつ「快適で満足度の高い商品・サービスの提供」など）
 - ③経費構造改革の聖域なき推進
 - ④当社の最大の強みである「質の高いお客様基盤」の有効活用と更なる拡充
 - ⑤未来に向けた持続的発展を目指したSDGsへの取り組み推進
- により、経営基盤の強化と持続的成長を実現し、「企業価値の向上」を目指してまいります。

(保険事業)

「守りから攻めへの営業転換」により、今までとは異なる次元まで進化した代理店を目指します。具体的には業務品質の向上を追求し続けるとともに、お客様への最適なリスクソリューションの提案により、事業・生活に関するリスク管理パートナーとしての信頼と評価を獲得し、ファーストコール代理店の地位を強固にしております。そして、損害保険・生命保険の普及を通じて、「安心かつ安全で持続可能な社会の実現」と「国民生活と経済の安定と向上」への取り組みを推進し、以下を柱とするサステナブルな成長の実現を推進してまいります。

- ①お客様にとって最適なリスクソリューションをサポートする総合提案力の向上
- ②高い業務品質を実現しお客様の期待にお応えするとともに、業務の効率化・迅速化の推進
- ③お客様の信頼をベースとした取引拡大による持続的成長を実現し得る組織・体制の強化

(不動産事業)

最大の使命である「テナント様・入居者様への『安心・安全』かつ『快適』な空間の提供」によるサステナビリティの追求をミッションとし、適切な修繕・更新への投資の実施によるビルグレードの維持向上を図り、「安心・安全」かつ「快適」な空間の提供によるお客様満足度の向上と賃料収入確保の両立を目指すとともに、空調機器更新等の省エネ型設備への移行により、環境保全に配慮したサステナブルな賃貸不動産の運営を推進してまいります。また、更新投資の進捗と収益力向上の状況を見極めるとともに、優良資産の取得並びに優良資産への入替による所有資産ポートフォリオ再構築の検討を継続的に実行することで収益力強化を進めてまいります。

(千本松牧場)

ご来場いただいたお客様に安心・安全な牧場を体験していただける新たな仕組みを作るとともに、多様化・高度化するお客様のニーズに柔軟に対応出来る態勢づくりに努めてまいります。一方で、徹底したコスト構造改革を継続し、経営資源の戦略的投入により収益体質を強化し、営業利益黒字化を目指します。具体的には酪農事業の効率化、自社工場の生産性改善等を推進し、営業戦略としては販売商品、チャネル、ロジスティックス等の見直しを進め、観光施設（お土産・飲食・アトラクション等）においては、新概念「PURE MILK FARM」に基づいて千本松牧場らしさを追求し、お客様に喜んでいただける飲食メニューのご提供、自社製造のチーズや焼き菓子をはじめとする地産品コーナー、プライベートブランド商品

の充実等に取り組んでまいります。SDGsへの取り組みについては、開祖である松方正義公の「自然との共生」の理念を引き継いで、本州では有数の環境負荷の少ない牧場経営を行っております。具体的には、400ヘクタールに及ぶ広大な森林を管理育成して酪農で発生するメタンガスの大半を吸収させ、更に乳牛の排泄物を堆肥に加工して自社の牧草耕地の肥料として利用し、そこで育てた牧草・コーンを乳牛に餌として与えるという「循環型酪農」を実践しております。今後も、より環境に配慮した「千本松牧場」を目指してまいります。

(ゴルフ事業)

「お客様によりお喜びいただけるサービス」と「効率的なゴルフ場運営」を両立し、お客様に、お支払いいただく料金以上に満足いただけるゴルフ場実現に引続き邁進いたします。具体的には、ご来場からお帰りまで「より楽しく」「快適」にプレーいただけるよう、「おもてなし」の一層の充実、コースコンディションの細やかな管理と一段の向上、魅力あるプレープランの提供などを進めるとともに、一段の効率運営に取り組み、課題である営業利益の黒字転換、収益体質の強化を図ってまいります。また、ゴルフ事業を通じたSDGsへの取り組みとして、広大な原生林がコース内に有る魅力溢れる自然環境に配慮した設備導入・薬剤利用を推進し、より多くの方にゴルフ場での充実した時間をご提供することで、心身の健康増進のサポートに努めてまいります。

3. 設備投資の状況

当事業年度は、池袋室町ビル空調設備改修工事73百万円、さくら堀留ビル外壁改修工事62百万円ほか、総額373百万円の設備投資を実施いたしました。

4. 資金調達の状況

所要資金につきましては、自己資金と金融機関からの借入により調達いたしました。

5. 営業成績及び財産の状況の推移

区 分	年 度	第 136 期	第 137 期	第 138 期	第 139 期 (当事業年度)
		2019年9月期	2020年9月期	2021年9月期	2022年9月期
営 業 収 益(百万円)		5,399	4,718	4,846	4,937
営 業 利 益(百万円)		160	△143	206	443
経 常 利 益(百万円)		361	181	358	682
当 期 純 利 益(百万円)		302	170	214	470
1株当たり当期純利益 (円)		216.94	122.25	153.29	337.32
総 資 産(百万円)		20,606	19,202	19,021	18,877
純 資 産(百万円)		7,848	7,905	8,122	8,596

(注) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当事業年度の期首から適用しており、当事業年度に係る営業成績及び財産の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

6. 主要な事業内容 (2022年9月30日現在)

当社は次のとおり、保険、不動産、千本松牧場、ゴルフの4事業を営んでおります。

事 業 区 分	事 業 内 容
(1) 保 険 事 業	
① 損 保 代 理 店	火災、自動車等総合損害保険代理店業務
② 生 保 募 集	終身、定期及びがん保険を主とする生命保険募集業務
(2) 不 動 産 事 業	賃貸不動産の運営・管理、不動産の売買・仲介
(3) 千 本 松 牧 場	飼料生産、乳牛の飼育、搾乳、牛乳・乳製品の製造・販売、及びレストラン・観光施設の運営
(4) ゴ ル フ 事 業	ゴルフ場 (ホウライカントリー倶楽部及び西那須野カントリー倶楽部) 経営

7. 主要な営業所及び工場 (2022年9月30日現在)

- 本社事務所：東京都中央区日本橋堀留町一丁目8番12号
- 営業所：さくら堀留ビル、東京保険部 (東京都中央区)
名古屋支店 (名古屋市)
大阪支店 (大阪市)
福岡支店 (福岡市)
千本松売店・レストラン等、ホウライカントリー倶楽部、
西那須野カントリー倶楽部 (栃木県那須塩原市)
- 工場：那須乳業工場 (栃木県那須塩原市)
- 牧場：千本松牧場 (栃木県那須塩原市)

8. 従業員の状況 (2022年9月30日現在)

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
179名	11名減	48歳6月	12年3月

- (注) 1. 従業員数は就業人員であります。
2. 従業員数には、パートタイマー (1日8時間換算69名) 及び準社員 (48名)、計117名は含まれておりません。

9. 主要な借入先の状況 (2022年9月30日現在)

- (1) 借入先 株式会社三井住友銀行
- (2) 借入額 2,800百万円

II 会社の状況に関する事項

1. 株式に関する事項（2022年9月30日現在）

- (1) 発行可能株式総数 3,720,000株
 (2) 発行済株式の総数 1,404,000株
 (3) 当事業年度末株主数 879名（前事業年度末比10名増）
 (4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
室 町 ビ ル サ ー ビ ス 株 式 会 社	178,100株	12.75%
室 町 殖 産 株 式 会 社	99,100株	7.09%
株 式 会 社 帝 国 倉 庫	90,120株	6.45%
株 式 会 社 ケ イ エ ム コ ー ポ	70,000株	5.01%
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	69,400株	4.97%
ホ ウ ラ イ 従 業 員 持 株 会	50,960株	3.65%
THE HONGKONG AND SHANGHAI BANKING CORPORATION LTD - SINGAPORE BRANCH PRIVATE BANKING DIVISION CLIENT A/C 8221-563114 (常任代理人 香港上海銀行東京支店)	46,700株	3.34%
THE HONGKONG AND SHANGHAI BANKING CORPORATION LIMITED - HONG KONG PRIVATE BANKING DIVISION CLIENT A/C 8028-394841 (常任代理人 香港上海銀行東京支店)	45,300株	3.24%
三 井 住 友 海 上 火 災 保 険 株 式 会 社	36,000株	2.57%
株 式 会 社 ス ノ ー ボ ー ル キ ャ ピ タ ル	33,300株	2.38%

(注) 1. 持株比率は自己株式（7,859株）を控除して計算しております。

2. 2022年3月8日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、重田光時氏及びその共同保有者2社が2022年3月1日現在でそれぞれ以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2022年9月30日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、重田光時氏を上記大株主には含めておりません。なお、その大量保有報告書の内容は次のとおりであります。

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
重 田 光 時	88,600株	6.31%
株 式 会 社 鹿 児 島 東 イ ン ド 会 社	3,300株	0.24%
株 式 会 社 ス ノ ー ボ ー ル キ ャ ピ タ ル	30,000株	2.14%

(5)当事業年度中に当社役員に対して職務執行の対価として交付された株式の状況
該当する事項はありません。

2. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（2022年9月30日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長 兼社長執行役員	寺 本 敏 之	
取締役兼専務執行役員	林 周 毅	保険事業本部担当
取締役兼専務執行役員	森 禄 弘	千本松事務所長兼千本松牧場本部担当 兼ゴルフ事業本部担当
取締役兼常務執行役員	上 田 良 英	人事部長兼総務部担当
取締役兼常務執行役員	萩 尾 哲 也	総合企画部長兼財務企画部担当 兼IT統括部担当兼不動産事業本部担当
取 締 役	柴 田 征 範	虎門中央法律事務所弁護士 パートナー
取 締 役	武 藤 隆 明	
常 勤 監 査 役	斎 藤 淳 一	
監 査 役	国 吉 誠	
監 査 役	三 浦 芳 美	東邦化学工業株式会社 仮監査役

- (注) 1. 取締役柴田征範氏及び武藤隆明氏は、社外取締役であります。
2. 監査役国吉誠氏及び三浦芳美氏は、社外監査役であります。
3. 当社は社外取締役柴田征範氏及び武藤隆明氏並びに社外監査役国吉誠氏及び三浦芳美氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 常勤監査役斎藤淳一氏は、「公認内部監査人（CIA）」の資格を保持し、当社内部監査室長を3年間務めた他、「国際公認投資アナリスト（CIIA）」の資格を保持し、金融機関勤務経験から財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 社外監査役国吉誠氏は、金融機関での経験・知識や、長年にわたり経営コンサルティング、精密工作機械メーカー、資金決済サービス等、様々な業界の企業経営で培った幅広い見識を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
6. 社外監査役三浦芳美氏は、金融機関での経験・知識や、長年にわたり生命保険、証券、情報システム等、様々な業界の企業経営で培った幅広い見識を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
7. 当社は、社外取締役柴田征範氏及び武藤隆明氏、監査役斎藤淳一氏、社外監査役国吉誠氏及び三浦芳美氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額をその責任の限度とする旨

の契約を締結しております。

8. 当社は取締役、監査役及び執行役員の全員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。保険料は特約部分を含めて会社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が補填されることとなります。但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補填されない等の一定の免責事由があります。

なお当社は、当該保険契約を2022年12月に同様の内容で更新することを予定しております。

9. 取締役を兼務していない執行役員の氏名、地位及び担当は次のとおりであります（2022年9月30日現在）。

地 位	氏 名	担 当
上 席 執 行 役 員	藤 本 敦	社長付（特命担当）兼千本松牧場本部副担当 兼千本松牧場本部営業推進部長兼eコマース室長
上 席 執 行 役 員	畑 秀 行	保険事業本部副担当（西日本担当）
上 席 執 行 役 員	金 澤 隆 雄	保険事業本部副本部長
執 行 役 員	磯 谷 公 成	保険事業本部長兼保険事業本部東京保険部長
執 行 役 員	大 澤 明 子	保険事業本部業務統括部部长
執 行 役 員	大 嶋 雅 樹	総務部長
執 行 役 員	三 野 眞	財務企画部長
執 行 役 員	松 浦 美 香	IT統括部長
執 行 役 員	中 村 敏 裕	保険事業本部名古屋支店長
執 行 役 員	三 野 進 一	千本松牧場本部長兼千本松牧場本部直販サービス部長
執 行 役 員	森 川 禎 一	社長付（特命担当）
執 行 役 員	桜 井 雅 浩	保険事業本部副本部長兼保険事業本部業務統括部長

10. 2022年10月1日付で取締役及び執行役員の担当を次のとおり変更しております。

氏名	変更後	変更前
萩尾哲也	取締役兼専務執行役員 総合企画部長兼財務企画部担当 兼IT統括部担当兼不動産事業本部担当	取締役兼常務執行役員 総合企画部長兼財務企画部担当 兼IT統括部担当兼不動産事業本部担当
林周毅	取締役	取締役兼専務執行役員 保険事業本部担当
上田良英	取締役	取締役兼常務執行役員 人事部長兼総務部担当
磯谷公成	常務執行役員 保険事業本部長兼保険事業本部東京保 険部長	執行役員 保険事業本部長兼保険事業本部東京保 険部長
森川禎一	常務執行役員 人事部長兼総務部担当兼特命担当	執行役員 社長付（特命担当）
畑秀行	上席執行役員 保険事業本部西日本担当	上席執行役員 保険事業本部副担当（西日本担当）

(2) 取締役及び監査役の報酬等の総額等

区分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる 役員の員数
		固定報酬	非金銭報酬等	業績連動報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	128,029千円 (9,600)	117,560千円 (9,600)	—	10,469千円 (—)	7名 (2)
監査役 (うち社外監査役)	20,940千円 (9,600)	20,940千円 (9,600)	—	—	3名 (2)
合計 (うち社外役員)	148,969千円 (19,200)	138,500千円 (19,200)	—	10,469千円 (—)	10名 (4)

(注) 1. 業績連動報酬等に関する事項

業績指標等を基礎として算定される金銭報酬である賞与を業績連動報酬等としております。持続的な成長と企業価値向上に向けて経営上重視する指標が営業利益であるため、これをもって業績連動報酬等の額の算定に際して参照する業績指標としております。

業績連動報酬等の額の算定方法は、「(5)取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針等 ③算定方法」に記載のとおりです。

当事業年度を含む営業利益の推移は、7ページに記載のとおりです。

- (3) 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項
取締役の報酬限度額は、1991年12月24日開催の第108期定時株主総会において年額540百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は19名です。
- (4) 監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項
監査役の報酬限度額は、1994年12月21日開催の第111期定時株主総会において年額48百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は4名です。
- (5) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針等
- ①取締役の報酬決定手続き
取締役の報酬の決定は、指名・報酬委員会が取締役会の諮問に基づき審議・答申を行い、その答申に基づき取締役会で決定しております。但し退職慰労金については、株主総会に付議して決定しております。
 - ②取締役の報酬体系
 - ・当社の取締役の報酬体系は、持続的成長と企業価値向上に向けたインセンティブとして機能する体系としております。
 - ・取締役の報酬は、固定報酬（金銭報酬）としての基本報酬（月額報酬）、退職慰労金と業績連動報酬としての賞与（金銭報酬）により構成されます。
 - ・なお、社外取締役については、監督機能および独立性確保の観点から業績と連動させず基本報酬（月額報酬）のみで構成されます。
 - ③算定方法
 - ・固定報酬のうち、基本報酬（月額報酬）は、ジョブサイズ（職位の難易度）等に応じたテーブルを設定し、個人別の報酬額を決定します。
 - ・固定報酬のうち、役員退職慰労金は、退任する取締役の役位、在任年数に応じて算定いたします。
 - ・業績連動報酬（賞与）は、各事業年度の業績や目標達成度に連動する報酬として事業年度終了後に支給します。算定にあたっては、職位ごとに幅を持たせた基準額を基に、各事業年度の営業利益の目標達成度・実績および個人業績に応じて算定し、基準額の0～200%の範囲で決定します。
 - ④報酬等の割合に関する方針
種類別の報酬割合については、全報酬に占める業績連動報酬（賞与）の割合は1割程度とすることを基本方針としています。社外取締役については、前述のとおり、固定報酬としての

基本報酬のみを支払うこととしております。

⑤取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬等の内容については、指名・報酬委員会が取締役会の諮問に基づき審議・答申を行い、その答申を得たうえ、取締役会が算定方法を決定します。取締役会決議に基づき委任を受けた代表取締役社長兼社長執行役員寺本敏之が、上記算定方法により、株主総会で決議された総額の範囲内で、各取締役の報酬額を決定しています。

委任する理由は、当社全体の業績や事業環境を勘案しつつ、各取締役の担当する業務について、定量と定性の両面から評価を行うには、代表取締役社長が最も適していると判断したためであります。

なお、当事業年度においては、上記に基づき決定しております。

⑥当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が、当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役会は、当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が、指名・報酬委員会の答申を経て、取締役会で決議された決定方針と整合していることから、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

(6) 社外役員に関する事項

・重要な兼職先と当社との関係

区分及び氏名	重要な兼職先及び当社との関係
取締役 柴田 征 範	重要な兼職先：虎門中央法律事務所弁護士 パートナー 重要な兼職先と当社との間には特別な関係はありません。
監査役 三浦 芳 美	重要な兼職先：東邦化学工業株式会社 仮監査役 重要な兼職先と当社との間には特別な関係はありません。

・当事業年度における主な活動状況

当事業年度に開催された取締役会は12回、監査役会は16回で、各社外役員の出席状況は次のとおりであります。

区分及び氏名	主な活動状況及び社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 柴田 征 範	当期に開催された取締役会すべてに出席し、主に弁護士としての豊富な経験に基づき、専門的見地から発言を行っております。また、上記のほか、独立役員としての客観的立場から、業務の執行に対する監督機能を適切に果たしております。
取締役 武藤 隆 明	当期に開催された取締役会すべてに出席し、小売業（百貨店業）での経験・知識や、長年にわたる管理部門で培った豊富な経験・知見に基づく発言を行っております。また、上記のほか、独立役員としての客観的立場から、業務の執行に対する監督機能を適切に果たしております。
監査役 国吉 誠	当期に開催された取締役会及び監査役会すべてに出席し、金融機関での経験・知識や、長年にわたる様々な業界の企業経営で培った幅広い見識に基づく発言を行っております。
監査役 三浦 芳 美	当期に開催された取締役会及び監査役会すべてに出席し、金融機関での経験・知識や、長年にわたる様々な業界の企業経営で培った幅広い見識に基づく発言を行っております。

3. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称：有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
① 報酬等の額	32,000千円
② 当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	32,000千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、①の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査人の職務遂行状況及び報酬見積もりの算出根拠などについて検証を行い、総合的に検討した結果、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

当社の会計監査人の解任又は不再任の決定方針は以下のとおりであります。

「監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合は監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任するほか、会計監査人がその職務を適正に遂行することが困難と認められる場合、又は再任することが適当でないと判断される場合は、監査役会の決議により会計監査人の解任又は不再任を株主総会に提出する議案の内容として決定する。」

4. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

当社は、「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制」について、取締役会において基本方針を定め、適宜見直しを実施しております。取締役会決議の内容の概要及び当該体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

(1) 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

コンプライアンス体制については、策定済の「経営理念」、「行動指針」及び「コンプライアンス規程」を取締役及び使用人に周知徹底し、法令はもとより社内規程、企業倫理、社会規範に基づき、良識をもって行動することを徹底している。

内部監査室は他の本社管理部門及び事業本部から独立した立場で、遵守状況や体制が適切であるかをチェックする。

監査役会は内部監査室とも連携を図りつつ、独自の立場で遵守状況や体制が適切であるかを監視し、問題があれば取締役会に報告する。

取締役会は問題点の把握と改善に努め、適宜コンプライアンス体制の見直しを図る。

また、社会秩序や健全な企業活動を脅かす反社会的勢力とは一切の関係を持たず、不当要求には組織として毅然とした態度で対応する。

【運用状況の概要】

経営に関わる関係法令の洗い出しを実施し、またコンプライアンス研修やアンケートを定期的実施して、コンプライアンス意識の徹底と法令違反等の防止を図っている。

各部にコンプライアンス・オフィサーを置くとともに、内部通報制度を導入することで、法令違反等の早期発見と是正を図っている。

反社会的勢力への対応については、外部専門機関や所轄警察署との協力体制を整えている。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

情報管理体制については、「情報管理規程」、「文書管理規程」、「システムセキュリティ管理規程」及び基準・ガイドラインを定め、情報資産の取扱いと保存・管理の体制を構築している。

【運用状況の概要】

取締役会等重要会議の議事録その他重要な情報は、情報管理・システムセキュリティに関する諸規程に従い、適切に保存され、管理されている。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理体制については、「リスク管理規程」を定め、主要なリスクを認識のうえ、未然防止対策を講じたり、発生した際のマニュアルを作成する等万全を期している。

今後更に、全社に内在するリスクを見直し、体系的に管理を強化してゆく。

【運用状況の概要】

主要なリスクのうち、経営ないし事業存続に重大な影響を与えるリスクをトップリスクと位置づけ、対応方針、対応具体策を策定（Plan）、実践（Do）し、四半期毎の報告と本社によるモニタリング（Check）を行い、それを踏まえた対策（Action）を講じるP D C Aサイクルを実施している。

また、重大事項を未然に防ぐ観点から、K R I（Key Risk Indicator：重要リスク管理指標）を設定し、モニタリングする体制を構築・実施している。

また、取締役会の任意の諮問機関としてリスク委員会を設置。リスク委員会は委員4名中3名が社外役員で構成され、当社を取り巻く環境・リスクを認識し、当社の適切なリスクテイクを支える助言を取締役に答申している。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の担当区分を適切に定めるとともに、経営会議や取締役会で業務計画の策定・計画の進捗管理等を適切に行うことにより職務執行の効率性を確保している。

引き続き、施策の妥当性や経営資源の効率的配分等に関する協議や、組織・職務権限等効率性に係る規程の見直し等により、職務執行の効率性の向上を図ってゆく。

【運用状況の概要】

中期経営計画、業務計画を作成し、取締役会、経営会議で進捗状況を報告し、管理している。

取締役の担当区分を決めるとともに職務権限規程を定めて、職務執行の効率化を図っている。意思決定の迅速化と効率化を一層図るため、職務権限規程を適宜見直し、権限委譲を進めている。

(5) 企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社においては、該当事項はない。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、協議のうえ、取締役の指揮命令を受けない使用人を監査役補助スタッフとして置くことができるものとする。

当該使用人については、取締役からの独立性及び監査役の指示の実効性を確保するため専任とし、異動・処遇・懲戒等の人事事項については常勤監査役と事前協議のうえ実施するものとする。

【運用状況の概要】

現時点では監査役を補助すべき使用人を置いていないが、監査役から求めがあった場合は、調査・協議のうえ、基本方針に基づいて適切な措置を取る。

- (7) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制、その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役及び使用人は、当社の業務執行状況、財務の状況、全社的に重大な影響を及ぼす事項等について監査役へ適宜報告している。監査役に報告をした者に対して、その報告をしたことを理由として不利益な取扱いを行うことを禁止し、その旨を取締役及び使用人に周知徹底する。報告体制については今後適宜見直し、強化してゆく。

監査役は重要な意思決定プロセスや業務執行状況等を把握するため取締役会、経営会議に出席するとともに、重要情報を閲覧し、必要に応じて取締役及び使用人に説明を求めている。

監査役が、その職務の執行について生ずる費用の前払い又は精算等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

【運用状況の概要】

監査役は毎月の取締役会、経営会議に出席するとともに、重要書類を閲覧し、また取締役及び使用人から重要事項について報告を受け、必要に応じて説明を求めることにより、経営執行状況を監視している。

また監査役は代表取締役、社外取締役、会計監査人、内部監査室と定期的に意見交換し、監査の実効性を高めている。

- (8) 財務報告の信頼性を確保するための体制

代表取締役は「内部統制システムに関する基本方針」及び「財務報告に係る内部統制の基本方針」に基づき、財務報告に係る内部統制の体制整備を行う。

取締役会は、財務報告に係る内部統制に関して、適切に監督を行う。

【運用状況の概要】

財務企画部及び内部監査室が、毎年策定する内部統制評価基本計画に基づき整備状況・運用状況を評価し、内部統制の有効性を確認している。業務フローの変更等に伴い、業務プロセス評価のための図表（業務記述書等）の見直しを実施している。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2022年9月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
【流動資産】	[3,930,395]	【流動負債】	[1,255,066]
現金及び預金	3,300,082	買掛金	114,231
受取手形	493	リース負債	35,372
売掛金	349,582	未払費用	127,999
商品及び製品	109,875	未払法人税等	232,868
仕掛品	6,337	保険会社勘定	157,791
材料及び貯蔵品	53,079	預り金	99,477
前払費用	75,900	1年内返済予定の長期借入金	14,969
その他の金	35,132	賞与引当金	100,000
貸倒引当金	△89	役員賞与引当金	82,282
【固定資産】	[14,947,233]	契約負債	10,469
(有形固定資産)	(13,776,781)	その他の	154,035
建物	3,666,332	【固定負債】	125,569
構築物	348,952	長期借入金	[9,025,930]
機械装置	123,293	リース負債	2,700,000
車両運搬具	8,567	退職給付引当金	114,817
工具器具備品	352,943	役員退職慰労引当金	45,850
乳牛	154,125	資産除去債務	90,660
土地	8,266,772	長期預り保証金	98,777
リース資産	729,640	負債合計	10,280,997
リース資産	51,675	(純資産の部)	
立木	73,474	【株主資本】	[8,389,189]
建設仮勘定	1,004	資本金	4,340,550
(無形固定資産)	(22,317)	資本剰余金	527,052
ソフトウェア	5,830	資本準備金	527,052
その他の	16,487	利益剰余金	3,540,912
(投資その他の資産)	(1,148,134)	利益準備金	104,838
投資有価証券	971,666	その他利益剰余金	3,436,073
出資	3,522	繰越利益剰余金	3,436,073
長期前払費用	29,577	自己株式	△19,325
前払年金費用	59,930	【評価・換算差額等】	[207,441]
繰延税金資産	52,309	その他有価証券評価差額金	207,441
その他の	54,127	純資産合計	8,596,631
貸倒引当金	△23,000	負債及び純資産合計	18,877,628
資産合計	18,877,628		

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(自 2021年10月 1日)
(至 2022年 9月30日)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
営 業 収 益		4,937,592
営 業 原 価		3,829,283
営 業 総 利 益		1,108,308
一 般 管 理 費		664,592
営 業 利 益		443,716
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	36,032	
会 員 権 消 却 益	219,168	
そ の 他	26,983	282,184
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	30,517	
そ の 他	12,733	43,251
経 常 利 益		682,649
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	1,499	1,499
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 売 却 損	8,774	8,774
税 引 前 当 期 純 利 益		675,374
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	156,632	
法 人 税 等 調 整 額	47,777	204,409
当 期 純 利 益		470,965

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(自 2021年10月1日)
(至 2022年9月30日)

(単位：千円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資本剰余金	利 益 剰 余 金			自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
		資本準備金	利益準備金	そ の 他 利益剰余金 繰 越 利 益 剰 余 金	利益剰余金 合 計		
当 期 首 残 高	4,340,550	527,052	97,857	3,041,902	3,139,760	△18,971	7,988,390
当 期 変 動 額							
利益準備金の積立			6,981	△6,981	—		—
剰余金の配当				△69,812	△69,812		△69,812
当期純利益				470,965	470,965		470,965
自己株式の取得						△353	△353
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）							
当期変動額合計	—	—	6,981	394,171	401,152	△353	400,799
当 期 末 残 高	4,340,550	527,052	104,838	3,436,073	3,540,912	△19,325	8,389,189

	評 価 ・ 換 算 差 額	純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	
当 期 首 残 高	134,601	8,122,991
当 期 変 動 額		
利益準備金の積立		—
剰余金の配当		△69,812
当期純利益		470,965
自己株式の取得		△353
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	72,840	72,840
当期変動額合計	72,840	473,639
当 期 末 残 高	207,441	8,596,631

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

注記事項

I. 重要な会計方針に係る事項

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

製品、半製品、仕掛品、原材料の一部

総平均法による原価法

(主に、那須乳業工場のもの)

(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

商品、貯蔵品、上記以外の原材料

最終仕入原価法による原価法

(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

2. 固定資産の減価償却方法

(1) 有形固定資産

建物・構築物・乳牛

定額法

(リース資産を除く)

(ただし、2016年3月31日以前取得のゴルフ事業部以外の建物附属設備及び構築物は定率法)

その他

定率法

なお、主な耐用年数は建物が10年～50年、構築物が10年～30年であります。

(2) 無形固定資産

定額法

(リース資産を除く)

なお、主な耐用年数は自社利用のソフトウェアが社内における見込利用可能期間(5年)であります。

(3) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零(残価保証の取決めがある場合は残価保証額)とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

- | | |
|----------------|--|
| (2) 賞与引当金 | 従業員の賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。 |
| (3) 役員賞与引当金 | 役員賞与の支出に備えるため、当事業年度における支給見込額に基づき計上しております。 |
| (4) 退職給付引当金 | 従業員及び執行役員（取締役である執行役員を除く）の退職給付に備えるため設定しております。
従業員部分につきましては、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
執行役員部分については、規程に基づく期末要支給額を計上しております。
①退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
②数理計算上の差異の費用処理方法
数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（9年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。 |
| (5) 役員退職慰労引当金 | 役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。 |
| 4. 収益及び費用の計上基準 | 当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。
①保険事業
保険事業においては、自動車保険、火災保険等の損害保険代理店業務、終身・定期及びがん保険を主とする生命保険募集業務を行っております。
これら保険販売においては、保険会社に対して保険契約の締結を報告し契約を開始させることが主な履行義務であると判断しております。
したがって、保険契約が有効となった時点で代理店手数料金額を収益として認識しております。 |

②不動産事業

不動産事業においては、当社所有ビルを中心とした不動産賃貸業、不動産の売買・仲介を行っております。また、千本松地区において太陽光発電事業者に対し土地の賃貸を行っております。

当該不動産の賃貸による収益は、一定の期間にわたり履行義務が充足される取引に該当し、賃貸借契約期間にわたって収益を認識しております。なお、提供しているサービスのうち、代理人に該当すると判断したものについては、他の当事者が提供するサービスと交換に受け取る額から仕入先等に支払う額を控除した純額を収益として認識しております。

③千本松牧場

千本松牧場においては、原乳の生産及び乳製品の製造・販売を行い、また観光牧場としてレストラン、アミューズメント施設等を運営し、各種サービスの提供等を行っております。

商品または製品の販売、各種サービスの提供及び食事の提供については、役務提供を完了した時点で履行義務が充足されると判断し収益を認識しております。

ただし、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、出荷時から顧客に引渡される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

また、提供しているサービスのうち、代理人に該当すると判断したものについては、顧客から受け取る額から仕入先等に支払う額を控除した純額を収益として認識しております。

④ゴルフ事業

ゴルフ事業においては、ハウライカントリー倶楽部及び西那須野カントリー倶楽部の運営を行っております。

各種サービスの提供及び食事の提供、商品の販売については、役務提供を完了した時点で履行義務が充足されると判断し収益を認識しております。ただし、一部の取引については、履行義務の充足につれて一定期間にわたり収益を認識しております。

5. 消費税等の会計処理

固定資産に係る控除対象外消費税は個々の資産の取得原価に算入しております。

II. 会計方針の変更

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

なお、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、商品又は製品の国内の販売において、出荷時から当該商品又は製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

収益認識会計基準等の適用による主な変更点は以下のとおりです。

・代理人取引

不動産事業及び千本松牧場の一部の取引において、従来は、顧客から受け取る対価の総額を収益として認識しておりましたが、顧客への財またはサービスの提供における当社の役割が代理人に該当する取引については、顧客から受け取る額から仕入先等に支払う額を控除した純額で収益を認識する方法に変更しております。

・有償支給取引

千本松牧場における有償支給取引については、従来は、支給品の譲渡に関してはその対価の総額を収益として認識しておりましたが、当該取引が有償支給取引に該当する場合には、当該支給品の譲渡に関する収益は認識しない方法に変更しております。

・一定期間にわたり履行義務を充足する取引

ゴルフ事業の一部の取引については、従来は、一時点で収益を認識しておりましたが、履行義務の充足につれて一定期間にわたり収益を認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書き並びに第86項に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。

この結果、当事業年度の営業収益は325,617千円減少し、営業原価は308,592千円減少し、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ17,025千円減少しております。

収益認識会計基準等を適用したため、前事業年度の貸借対照表において、「流動負債」に表示していた「ポイント引当金」及び「前受金」は、当事業年度より「契約負債」に含めて表示することといたしました。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、計算書類に与える影響はありません。

Ⅲ. 表示方法の変更

(損益計算書)

前事業年度まで区分掲記して表示しておりました「ゴルフ関連調査研究費」(当事業年度は、1,970千円)は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より、営業外費用の「その他」に含めて表示しております。

Ⅳ. 重要な会計上の見積り

(固定資産の減損損失の認識の要否)

- (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

有形固定資産 13,776,781千円

- (2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

当社は、管理会計上の事業区分に基づく事業部を単位として資産をグルーピングしており、固定資産について、資産グループごと、また、遊休資産については個別物件単位で減損の兆候の有無を判定しております。減損の兆候となる主な事象としては、営業活動から生じる損益が継続してマイナス、または資産の用途もしくは経営戦略の著しい変更、経営環境の著しい悪化等が該当します。

減損の兆候が存在すると判定された場合、当該資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって、減損損失の認識の要否を判定します。減損損失の認識が必要と判定された場合は、当該資産グループの回収可能価額を見積り、当該資産グループの帳簿価額が回収可能価額を上回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として、当該事業年度の特別損失に計上しております。回収可能価額の算定にあたっては、正味売却価額と使用価値のいずれか高い方の金額を適用しております。正味売却価額は、処分費用見込額控除後の時価としており、時価の算定には観察可能な市場取引又は不動産鑑定評価額等の合理的に算定された額を使用しております。

当社は、当該検討において、経営者の承認を得た翌事業年度以降の事業計画を基礎としております。事業計画を策定する上での主要な仮定においては、事業区分ごとの過去実績や、マーケットの状況及び将来性、経営資源の適時投入による成長の可能性、基礎指標となる手数料率や賃料水準、商品価格、来場者数、顧客単価等の見積り等の諸条件を勘案しております。経営者は各条件が決算日において十分に合理的と判断しており、翌事業年度の計算書類に重要な影響を与えるような仮定の変動は想定しておりませんが、将来の不確実な経済条件の変動及び新型コロナウイルス感染の再拡大等により影響を受ける可能性があります。

V. 追加情報

(新型コロナウイルス感染症拡大に伴う会計上の見積り)

新型コロナウイルス感染症の影響については、当社は、徐々に影響が縮小すると仮定し策定した中期経営計画に基づき、繰延税金資産の回収可能性の判断や固定資産の減損損失の判定における会計上の見積りを行っております。

なお、新型コロナウイルス感染症の今後の動向については、経済活動が段階的に再開し、持ち直しの動きがみられる一方で、依然として不透明感が残っており、感染の再拡大等により、上述の仮定が見込まれなくなった場合には、将来において損失が発生する可能性があります。

VI. 貸借対照表に関する注記

1. 現金及び預金のうち保険会社勘定に見合うもの99,477千円は、当社が損害保険代理店として、保険契約者より領収した損害保険料を損害保険会社に納付するまでの一時預り金であり、資金用途が制限されており専用口座に別途保管しております。
2. 有形固定資産の減価償却累計額 14,417,303千円
3. 担保に供している資産及び担保に係る債務
 - ① 担保に供している資産

建物	1,226,428千円
構築物	641千円
機械装置	6,249千円
土地	3,073,339千円
合計	4,306,658千円
 - ② 担保に係る債務

長期借入金	2,800,000千円
-------	-------------

VII. 株主資本等変動計算書に関する注記

1. 事業年度の末日における発行済株式の数

普通株式	1,404,000株
------	------------
2. 事業年度の末日における自己株式の数

普通株式	7,859株
------	--------
3. 配当に関する事項
 - ① 配当金支払額等

2021年12月17日開催の第138期定時株主総会決議による配当に関する事項	
・ 配当金の総額	69,812千円
・ 1株当たり配当額	50円
・ 基準日	2021年9月30日
・ 効力発生日	2021年12月20日

- ② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの
2022年12月23日開催予定の第139期定時株主総会において次のとおり付議いたします。
- | | |
|------------|-------------|
| ・ 配当金の総額 | 76,787千円 |
| ・ 1株当たり配当額 | 55円 |
| ・ 基準日 | 2022年9月30日 |
| ・ 効力発生日 | 2022年12月26日 |

Ⅷ. 税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

減損損失	2,267,516千円
資産除去債務	30,225千円
役員退職慰労引当金	27,741千円
賞与引当金	20,696千円
執行役員退職給付引当金	14,030千円
未払事業税	12,436千円
その他	30,239千円
繰延税金資産小計	2,402,886千円
評価性引当額	△2,224,846千円
繰延税金資産合計	178,040千円

(繰延税金負債)

その他有価証券評価差額金	△87,457千円
資産除去債務対応資産	△19,934千円
前払年金費用	△18,338千円
繰延税金負債合計	△125,730千円
繰延税金資産の純額	52,309千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別内訳

法定実効税率	30.6%
(調整)	
住民税均等割	1.4%
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.7%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△0.4%
評価性引当額	△3.0%
その他	△0.0%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	30.3%

Ⅸ. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

設備投資計画に照らして、必要な資金は、自己資金と金融機関からの借入により調達しております。一時的な余資は主に流動性が高く、安全性の高い金融資産で運用しております。デリバティブ取引は全く利用しておらず、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、取引先の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが2ヶ月以内の支払期日であります。

長期借入金は、設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、金利は固定金利であります。返済日は決算日後7年11ヶ月後であります。

長期預り保証金は、不動産事業における賃貸不動産に係る敷金・保証金及びゴルフ事業におけるゴルフ場会員からの入会預り保証金であります。

これらの債務は、流動性リスクに晒されております。

保険会社勘定は、当社が保険代理店として、保険契約者より領収した損害保険料を損害保険会社に納付するまでの一時預り金であり、資金使途が制限されており専用口座に別途保管しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については、債権管理規程に従い、各事業部門が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況を把握し、また、市況や取引先企業との関係を勘案して、保有状況を継続的に見直しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年9月30日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (千円)	時 価 (千円)	差 額 (千円)
(1) 投資有価証券	472,737	472,737	-
資 産 計	472,737	472,737	-
(1) 長期借入金	2,800,000	2,787,121	△12,878
(2) 長期預り保証金	648,576	632,825	△15,750
負 債 計	3,448,576	3,419,946	△28,629

(※1) 「現金及び預金」、「受取手形」、「売掛金」、「買掛金」、「未払費用」、「未払法人税等」、「保険会社勘定」、「預り金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(※2) 「負債(1)長期借入金」には、1年内返済予定分を含めております。

(※3) 市場価格のない株式等は、「資産(1)投資有価証券」には含まれておりません。

入会預り保証金については、将来キャッシュ・フローの発生時点を合理的に見積ることなどができないため、「負債(2)長期預り保証金」には含めておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	当事業年度(千円)
非上場株式	498,929
入会預り保証金	5,327,250

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	472,737	－	－	472,737
資産計	472,737	－	－	472,737

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	－	2,787,121	－	2,787,121
長期預り保証金	－	632,825	－	632,825
負債計	－	3,419,946	－	3,419,946

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期預り保証金

長期預り保証金の時価は、合理的に見積もった返還予定時期に基づき、信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

X. 賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社では、東京都等において、賃貸収益を得ることを目的として賃貸オフィスビル等（土地を含む）を所有しております。なお、賃貸オフィスビルの一部は当社が使用しているため、賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産としております。

賃貸等不動産及び賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産に関する2022年9月期における損益は、次のとおりであります。

	賃貸収益 (千円)	賃貸費用 (千円)	差 額 (千円)	その他（売却損益等） (千円)
賃 貸 等 不 動 産	914,040	338,390	575,650	△5,478
賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産	291,965	140,465	151,500	△555

- (注) 1. 賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産には、サービスの提供及び経営管理として当社が使用している部分も含むため、当該部分の賃貸収益は計上されておりません。当該不動産に係る費用（減価償却費、修繕費、保険料、租税公課等）については、賃貸費用に含まれております。
2. 「その他」は固定資産除却損であり、特別損失に計上されております。

(2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

これら賃貸等不動産及び賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産に関する貸借対照表計上額、当事業年度増減額及び時価は、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額（千円）			当事業年度末の時価（千円）
	当事業年度期首残高	当事業年度増減額	当事業年度末残高	
賃 貸 等 不 動 産	7,966,364	△38,452	7,927,911	14,283,398
賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産	2,476,543	54,090	2,530,634	4,403,800

- (注) 1. 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。
2. 賃貸等不動産の当事業年度増減額のうち、主な増加額はリニューアル（85,825千円）であり、主な減少額は不動産除却（5,478千円）、減価償却（118,800千円）によるものであります。賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産の当事業年度増減額うち、主な増加額はリニューアル（90,601千円）であり、主な減少額は不動産除却（555千円）、減価償却（35,954千円）によるものであります。
3. 当事業年度末の時価は、主として社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額であります。ただし、直近の評価時点から、一定の評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標に重要な変動が生じていない場合には、当該評価額や指標を用いて調整した金額によっております。

XI. 収益認識に関する注記

(収益を理解するための基礎となる情報)

「I. 重要な会計方針に係る事項 4. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

XII. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額 6,157円42銭

1株当たり当期純利益 337円32銭

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2022年11月10日

ハウライ株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 大竹 貴也
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 原田 達

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ハウライ株式会社の2021年10月1日から2022年9月30日までの第139期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意

を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に

準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年10月1日から2022年9月30日までの第139期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画、各監査役の職務の分担等を定め、取締役会の議題について事前に審議するほか、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受け、意見交換を行いました。また、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の職員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、監査役会が定めた内部統制システムに係る監査役監査の実施基準に準拠し、取締役及び職員等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に準拠して整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人である有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年11月16日

ハウライ株式会社 監査役会

常勤監査役	斎	藤	淳	一	㊟
監査役（社外監査役）	国	吉		誠	㊟
監査役（社外監査役）	三	浦	芳	美	㊟

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元として安定的・継続的な配当を行うとともに、事業の成長・拡大に資する将来の投資への備えや企業価値の向上のため、内部留保の充実を図っていくことを基本方針としております。

上記の方針に沿い、当期の期末配当を以下のとおりとさせていただきたいと存じます。

1. 配当財産の種類
金銭
2. 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社株式1株につき55円 総額76,787,755円
3. 剰余金の配当が効力を生じる日
2022年12月26日（月曜日）

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行され、株主総会資料の電子提供制度が導入されたことに伴い、次のとおり定款を変更するものであります。

- (1) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられたことから、変更案第18条（電子提供措置等）第1項を新設するものであります。
- (2) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第18条（電子提供措置等）第2項を新設するものであります。
- (3) 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第18条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものいたします。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分に変更箇所を示しております。）

現 行 定 款	変 更 案
<u>（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）</u> 第18条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。	（削 除）

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p>	<p>(電子提供措置等)</p> <p>第18条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。</p> <p>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</p> <p>(附則)</p> <p>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</p> <p>第1条 2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第18条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）は、なお効力を有する。</p> <p>2 本条の規定は、2022年9月1日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>
<p>(新 設)</p>	

第3号議案 取締役6名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、取締役全員（7名）が任期満了となります。これに伴い、取締役6名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
①	寺本敏之 (1958年9月15日生)	1981年4月 株式会社三井銀行入行 2014年4月 株式会社三井住友銀行取締役兼専務執行役員 2015年6月 株式会社三井住友フィナンシャルグループ取締役 2019年6月 当社入社副社長執行役員 2019年12月 代表取締役社長兼社長執行役員（現任）	2,500株
②	森 裕 弘 (1960年2月14日生)	1982年4月 株式会社三井銀行入行 2010年4月 株式会社三井住友銀行日本橋法人営業部長 2012年4月 当社入社観光事業本部長兼千本松事務所副所長 2012年12月 取締役兼執行役員総合企画部長兼システム室長 2013年12月 常務取締役兼常務執行役員総合企画部長兼システム室長 2014年10月 常務取締役兼常務執行役員システム室長兼総合企画部担当 2015年12月 常務取締役兼常務執行役員不動産事業本部担当兼乳業事業本部担当兼観光事業本部担当兼ゴルフ事業本部担当兼営業推進部担当 2016年4月 常務取締役兼常務執行役員不動産事業本部担当兼千本松牧場本部担当兼ゴルフ事業本部担当 2017年12月 専務取締役兼専務執行役員不動産事業本部担当兼千本松牧場本部担当兼ゴルフ事業本部担当 2018年2月 専務取締役兼専務執行役員千本松事務所長兼不動産事業本部担当兼千本松牧場本部担当兼ゴルフ事業本部担当 2018年4月 取締役兼専務執行役員千本松事務所長兼不動産事業本部担当兼千本松牧場本部担当兼ゴルフ事業本部担当 2020年4月 取締役兼専務執行役員千本松事務所長兼千本松牧場本部担当兼ゴルフ事業本部担当（現任）	2,200株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略 歴、 地 位 及 び 担 当 並 び に 重 要 な 兼 職 の 状 況	所 有 す る 当 社 株 式 の 数
③	はぎ お てつ や 萩 尾 哲 也 (1962年2月19日生)	1985年4月 株式会社三井銀行入行 2009年10月 株式会社三井住友銀行企業情報部上席推進役 2012年4月 当社入社保険事業本部業務部上席業務推進役 2012年8月 保険事業本部業務部長兼東京保険部営業管理部 長 2014年10月 総合企画部長 2014年12月 執行役員総合企画部長 2015年12月 取締役兼執行役員総合企画部長兼システム室長 2017年4月 取締役兼執行役員総合企画部長兼システム室担 当 2017年12月 常務取締役兼常務執行役員総合企画部長兼シ ステム室担当 2018年4月 取締役兼常務執行役員総合企画部長兼システ ム室担当 2018年12月 取締役兼常務執行役員総合企画部長兼財務企 画部担当兼システム室担当 2019年10月 取締役兼常務執行役員総合企画部長兼財務企 画部担当兼情報システム部担当 2020年4月 取締役兼常務執行役員総合企画部長兼財務企 画部担当兼情報システム部担当兼不動産事業 本部担当 2020年10月 取締役兼常務執行役員総合企画部長兼財務企 画部担当兼IT統括部担当兼不動産事業本部 担当 2022年10月 取締役兼専務執行役員総合企画部長兼財務企 画部担当兼IT統括部担当兼不動産事業本部 担当(現任)	2,200株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
④	<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">新任</div> <small>もり</small> <small>かわ</small> <small>よし</small> <small>かず</small> <small>森</small> <small>川</small> <small>禎</small> <small>一</small> (1963年10月10日生)	1987年4月 株式会社三井銀行入行 2017年6月 株式会社三井住友フィナンシャルグループ 監査委員補佐 2021年4月 当社入社理事社長補佐 2021年7月 理事社長付(特命担当) 2021年12月 執行役員社長付(特命担当) 2022年10月 常務執行役員人事部長兼総務部担当兼特命担当(現任)	200株
⑤	<small>しば</small> <small>た</small> <small>まさ</small> <small>のり</small> <small>柴</small> <small>田</small> <small>征</small> <small>範</small> (1970年10月20日生)	1997年4月 東京弁護士会登録、虎門中央法律事務所入所 2006年4月 虎門中央法律事務所パートナー(現任) 2007年3月 日本弁護士連合会代議員 2007年4月 東京弁護士会常議員 2015年12月 当社社外取締役(現任) 重要な兼職の状況 虎門中央法律事務所弁護士 パートナー	0株
⑥	<small>む</small> <small>とう</small> <small>たか</small> <small>あき</small> <small>武</small> <small>藤</small> <small>隆</small> <small>明</small> (1956年11月28日生)	1979年6月 株式会社三越入社 2017年4月 株式会社三越伊勢丹ホールディングス常務執行役員リスクマネジメント室長 2018年6月 同社取締役常務執行役員CAO 2019年4月 同社取締役常務執行役員CAO 2020年12月 当社社外取締役(現任)	0株

(注) 1. 各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。

2. 柴田征範氏及び武藤隆明氏は、社外取締役候補者であります。

3. 取締役候補者とした理由等

- (1) 寺本敏之氏は、経営者として長年にわたる豊富な経験・実績・見識に基づき、取締役としての職務を果たすことにより、企業価値の向上に寄与できると期待したためです。
- (2) 森禎弘氏は、本社・事業部門両面での豊富な経験を有しており、当社の継続的発展のために重要な千本松事業を推進することで、企業価値の向上に寄与できると期待したためです。
- (3) 萩尾哲也氏は、本社・事業部門両面での豊富な経験を有しており、経営計画の着実な達成、業務改革の推進によって、企業価値の向上に寄与できると期待したためです。
- (4) 森川禎一氏は、本社・事業部門を跨ぐ豊富な経験を有しており、既往経歴からも人事戦略の実現、コンプライアンス・リスク管理、コーポレート・ガバナンスの充実によって、企業価値の向上に寄与できると期待したためです。

- (5) 柴田征範氏は、弁護士としての豊富な経験と専門知識を有しており、主にコンプライアンスの観点から有益なアドバイスをいただけるものと期待したためです。なお、同氏は直接経営に関与された経験はありませんが、弁護士として培ってきた知識や経験並びに高い法令遵守の精神を有しておられることから、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。
- (6) 武藤隆明氏は、小売業（百貨店業）での経験に加えて、長年にわたり総務、人事、財務経理、リスクマネジメント、CSRなど管理部門で培った豊富な経験と知見を有しており、その豊富な見識を活かして有益なアドバイスをいただけるものと期待したためです。
4. 柴田征範氏は、現に当社の社外取締役であり、その就任してからの年数は、本定時株主総会終結の時をもって7年であります。
5. 武藤隆明氏は、現に当社の社外取締役であり、その就任してからの年数は、本定時株主総会終結の時をもって2年であります。
6. 柴田征範氏及び武藤隆明氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、両氏の再任が承認された場合は、引き続き独立役員になる予定であります。
7. 当社は、柴田征範氏及び武藤隆明氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額をその責任の限度とする旨の契約を締結しております。両氏の再任が承認された場合は、両氏との当該契約を継続する予定であります。
8. 当社は、保険会社との間で、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用などが補填されることとなります。各候補者が選任された場合は、当該保険契約の被保険者となります。なお、当該保険契約は次回更新時においても同様の内容で更新することを予定しております。

第4号議案 監査役1名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、監査役斎藤淳一氏が任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、 重要な 兼職の 状況	所有する 当社株式の数
さいとう じゅんいち 斎藤 淳一 (1961年1月19日生)	1984年4月 株式会社三井銀行入行 2009年4月 株式会社三井住友銀行監査部上席考査役 2014年4月 当社入社内部監査室兼内部統制室上席業務推進役 2015年4月 内部監査室長 2018年12月 常勤監査役(現任)	500株

(注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 監査役候補者とした理由

斎藤淳一氏は、公認内部監査人の資格を有し、当社内部監査室長ならびに常勤監査役を務め、当社業務を監査した経験を有する他、国際公認投資アナリストの資格を保持し、財務及び会計に関する知見を有し、監査を担うに適任と判断したため、選任をお願いするものであります。

3. 当社は、斎藤淳一氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額をその責任の限度とする旨の契約を締結しております。同氏の再任が承認された場合は、同氏との当該契約を継続する予定であります。

4. 当社は、保険会社との間で、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為(不作為を含む。)に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用などが填補されることとなります。候補者が選任された場合は、当該保険契約の被保険者となります。なお、当該保険契約は次回更新時においても同様の内容で更新することを予定しております。

【ご参考】取締役及び監査役のスキルマトリックス

本総会において第3号議案及び第4号議案が原案どおり承認可決された場合の取締役及び監査役の構成並びに各人のスキルマトリックスは、以下のとおりです。

なお、以下の一覧表は各自が有する全ての知見や経験を表すものではありません。

氏名	役職	企業経営	財務会計	法務 リスク管理 コンプライ アンス	IT	業界 知見
寺本 敏之	代表取締役社長 兼社長執行役員	○	○	○		○
森 禄弘	取締役兼専務執行役員	○		○	○	○
萩尾 哲也	取締役兼専務執行役員	○	○		○	○
森川 禎一	取締役兼常務執行役員	○		○		○
柴田 征範	取締役（独立社外役員）		○	○		
武藤 隆明	取締役（独立社外役員）	○	○	○		○
斎藤 淳一	常勤監査役		○	○		
国吉 誠	監査役（独立社外役員）	○	○	○		
三浦 芳美	監査役（独立社外役員）	○	○	○	○	

第5号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人である有限責任監査法人トーマツは、本定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任となりますので、新たに会計監査人の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の決定に基づいております。

会計監査人候補者は、次のとおりであります。

1. 会計監査人候補者の名称等

(2022年9月30日現在)

名 称	太陽有限責任監査法人
事 務 所	主たる事務所 東京都港区元赤坂一丁目2番7号 その他の事務所 11か所
沿 革	1971年9月 太陽監査法人設立 1994年10月 グラントソントン インターナショナル加盟 2006年1月 A S G監査法人と合併し太陽A S G監査法人となる 2008年7月 有限責任組織形態に移行し太陽A S G有限責任監査法人となる 2012年7月 永昌監査法人と合併 2013年10月 霞が関監査法人と合併 2014年10月 太陽有限責任監査法人に名称変更 2018年7月 優成監査法人と合併

2. 監査役会が有限責任監査法人トーマツに代えて、太陽有限責任監査法人を会計監査人候補者とした理由

現会計監査人が長年にわたって監査を継続していることから、複数の監査法人を比較検討し、会計監査人としての専門性、独立性、品質管理体制等を十分に備えていることに加え、新たな視点での監査並びに当社の事業特性に見合ったきめ細かい監査が期待できることから、適任であると判断したためであります。

第6号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

本定時株主総会終結の時をもって、任期満了により取締役を退任されます林周毅氏及び上田良英氏に対し、その在任中の功労に報いるため、当社所定の基準にしたがい相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することとし、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は取締役会にご一任願いたいと存じます。

本議案については、指名・報酬委員会の答申を経て取締役会で決議された取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針及び社内規程と整合していることから、相当であると判断しております。

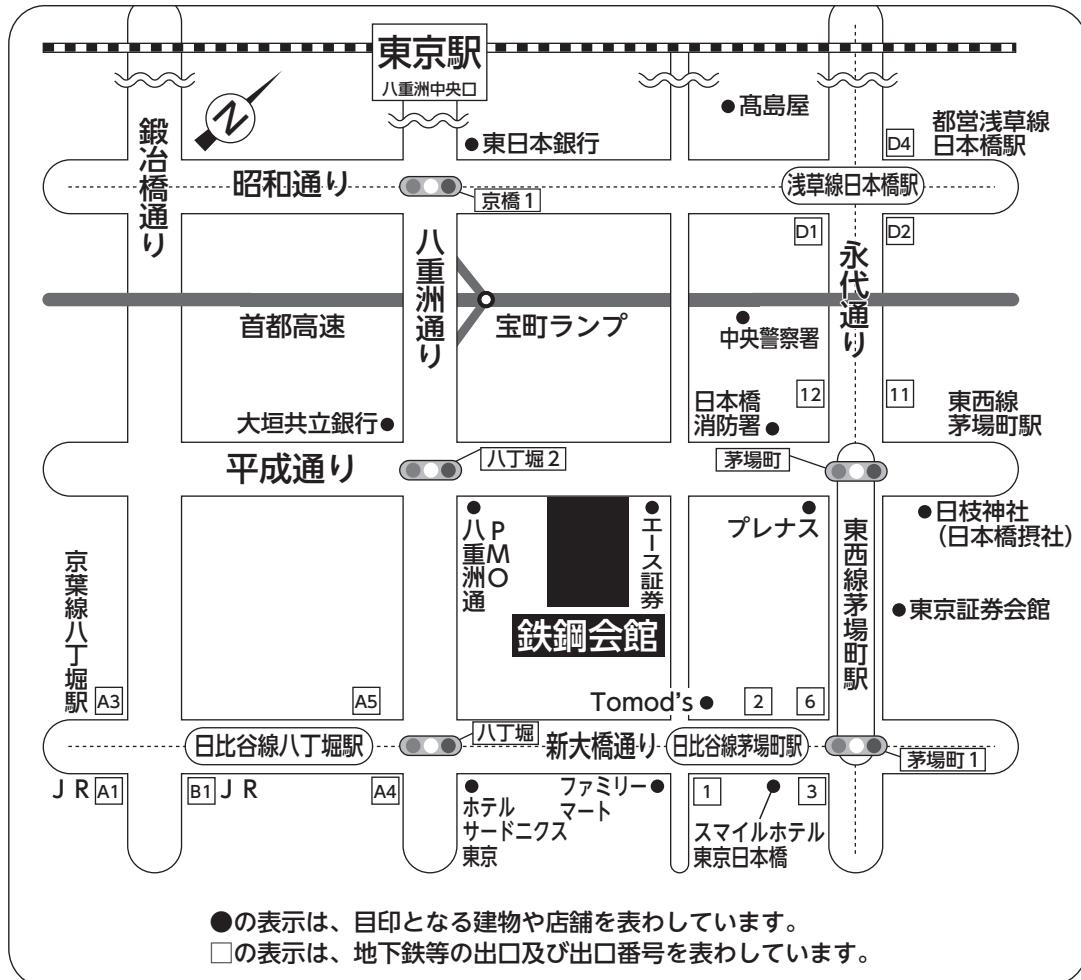
退任取締役の略歴は次のとおりであります。

氏名	略歴
林 周 毅	2012年12月 当社取締役兼執行役員 2013年12月 当社常務取締役兼常務執行役員 2018年4月 当社取締役兼常務執行役員 2018年12月 当社取締役兼専務執行役員 2022年10月 当社取締役（現任）
上 田 良 英	2017年12月 当社取締役兼執行役員 2020年4月 当社取締役兼常務執行役員 2022年10月 当社取締役（現任）

以上

定時株主総会会場ご案内図

会 場	東京都中央区日本橋茅場町三丁目2番10号			
	鉄鋼会館（7階）701号会議室 TEL：0120-404855			
交 通	東京メトロ	東西線	「茅場町駅」	12番出口 徒歩5分
		日比谷線	「茅場町駅」	2番出口 徒歩5分
	都営地下鉄	浅草線	「日本橋駅」	D1番出口 徒歩10分
		各線	「東京駅」	八重洲中央口 徒歩15分
	J R 線	各線	「東京駅」	八重洲中央口 徒歩15分
		京葉線	「八丁堀駅」	B1番出口 徒歩10分



◎駐車場の用意はいたしていませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。